

情報公開条例、個人情報保護法施行条例

令和6年度

運用状況報告書

基 山 町

令和6年3月24日

は　じ　め　に

本町では、平成14年4月1日から情報公開制度を実施し、23年が経過しました。この制度の導入により、町民の知る権利を尊重し、町政に関する公文書の公開を請求する権利、町政に関し町民に説明する責務、町民の町政への参加の促進を図り、町民の的確な理解と評価の下に公正で開かれた町政を進める目的は、着実に町民の皆さんに浸透していると思います。

今後とも、行政情報の収集と提供に努めながら制度の効率的な運用と更なる促進を図ってまいります。また、「基山町情報公開条例」第7条の非公開情報である「個人に関する情報」につきましては、改正された「個人情報の保護に関する法律」及び令和5年4月1日に施行した「基山町個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき運用しています。

本報告書は、令和6年度の情報公開条例、個人情報保護法施行条例の運用状況について取りまとめたものです。

本報告書が、制度運用の参考になることを期待しますとともに、尚一層町民の皆様方のご理解をお願いいたします。

令和7年3月24日

基 山 町 長

第1章 基山町の情報公開制度のあらまし

町民の町政への参加促進を一層図るとともに、町政に対する町民の的確な理解と評価を深め、地方自治体の本旨に即した、公正で開かれた町政の発展に寄与することを目的とした基山町情報公開条例(以下「条例」という。)を制定し、平成14年4月1日から施行しています。

本町の情報公開制度は、公開請求権者等の請求によって町が保有している公文書を公開する「公文書の公開制度」、町が保有する行政情報を積極的に提供する「情報提供制度」及び法令等で公表を義務付けられている「情報公表制度」の3つを柱として、行政情報の公開を総合的に推進するものです。

これにより、条例の効率的な運用と行政情報の提供の場を確保するため、庁舎3階に「情報公開コーナー」を設置しています。

また、平成17年12月に「基山町長が行う情報公開事務等に関する規則」を改正し、複写機による写しの交付費用についての金額の改正を実施しました。

1 公文書の公開制度

この制度は、町が保有している公文書について条例第5条に規定する公文書請求権者等から公開請求があった場合に、これを原則的に公開するという制度です。

条例第1条で、「公文書の公開を請求する権利を明らかに」と規定し、町民の公文書公開請求権を明確にしています。

2 実施機関

公文書公開制度を実施する機関を実施機関といいます。この条例においては、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会が実施機関となっています。

実施機関は、それぞれこの条例による事務を自らの判断と責任において適正に管理し、誠実に執行する義務を負うものです。

なお、基山町土地開発公社等の町とは別の法人格を有する機関は、実施機関となりません。

3 公文書の公開

(1) 公文書の定義

この条例において公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

(2) 公開しないことができる公文書（非公開情報）

公開請求のあった公文書は、原則として公開しなければなりません。ただし、非公開とせざるを得ない文書もあるため、条例第7条において公開しないことができる公文書の範囲を次に掲げる事項ごとに定めています。

ア 法令秘情報

イ 個人に関する情報

ウ 事業活動に関する情報

エ 公共の安全に関する情報

オ 審議、検討等に関する情報

カ 事務又は事業に関する情報

キ 任意提供情報

(3) 公文書の一部公開

公開請求のあった公文書に、公開しないことができる情報とその他の情報が併せて記録されている場合、非公開の部分容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、非公開の部分を除いてその他の部分を公開しなければなりません。

(4) 公文書の公開・非公開

ア 公開又は非公開決定

公開請求を受け付けた実施機関は、条例第7条各号の「非公開情報」が記録されているかどうかを判断し、請求があった日から起算して14日以内に当該請求に対する可否を決定し、速やかにその決定の内容を請求者に通知しなければなりません。

イ 公開の方法

実施機関は、請求者に対し公開又は一部公開と決定した公文書について、閲覧、視聴及び写しの交付等により、公開しなければなりません。

(5) 公開請求者の救済制度

公開決定等又は公開請求に係る不作為に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。

○ 審査請求

公文書の公開に関する決定又は公開請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、実施機関は、当該審査請求が明

らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、基山町情報公開審査会の審査を経て、当該審査請求についての裁決をしなければなりません。これは、実施機関の恣意的な判断を避け、第三者判断による公正で客観的な判断を仰ぐ必要があるという趣旨によるものです。

4 基山町情報公開審査会の役割

審査会は、5人の委員により構成され、町長が委嘱することになっています。

審査会の主な役割は、次のとおりです。

- (1) 公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する審査請求について、審査すること。
- (2) 情報公開に関する重要な事項について、実施機関に対して建議すること。

第2章 情報提供制度及び情報公表制度の状況

1 情報提供制度

情報提供制度とは、町民の請求を待つまでもなく、町民が必要とする情報を迅速かつ的確に提供しようというものです。

実施機関は、町民の町政参加の促進、公正で適切な町政運営の確保及び町民の生活便益の享受の増進のために必要な情報を把握し、積極的かつ能動的に情報提供を進めなければなりません。

現在、情報公開コーナーで、情報公開の相談、案内等を行うとともに、町が作成し、又は入手した刊行物や行政資料を収集、展示し、情報提供に努めています。

今年も、「基山町審議会等の会議の公開に関する規程」に基づき、審議会等の公開を行っているところです。

2 情報公表制度

情報公表制度は、法令等により一定の事項を義務的に広く町民に公表する制度です。

実施機関は、この公表内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、公表に適する情報を把握し、積極的に公表することが求められています。

第3章 出資団体等の情報公開

出資団体等については、条例第30条の規定に基づき、基山町土地開発公社と基山町社会福祉協議会を指定し、情報公開のための必要な措置を講じるよう指導し、両団体とも「基山町土地開発公社情報公開要綱」、「基山町社会福祉協議会情報公開要綱」を制定し、情報公開に努められています。

今年度、基山町土地開発公社において1件請求があっております。

第4章 個人情報保護法施行条例運用状況

これまで、地方公共団体における個人情報保護制度の運用については、地方公共団体が各々の条例で制度運用のルールを定め、本町でも、平成16年10月1日に「基山町個人情報保護条例」を施行し、改正を経ながら運用してきました。社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体においても全国的な共通ルールが適用されることとなりました。そのため、本町が定めていた「基山町個人情報保護条例」については、令和5年3月末で廃止し、法律で委任された事項等を定める「基山町個人情報の保護に関する法律施行条例」を令和5年4月1日に施行し、運用しています。

今年度の個人情報開示請求の運用状況としては、7件となっています。